

タイにおける税務の基礎知識 第19回

前回はいわゆる移転価格税制という中で、大企業以外の企業でも何らかの準備を進める必要性について説明いたしました。今回は、国際課税における企業グループの範囲、特に親子関係という点について整理をしたいと思います。

項 目	解 説
- 親子関係とは 外国人事業法 BOI企業	<p>日本の税務上も同様ですが、「親子間取引」とよく言われますが、具体的に何を言うのかについてまず理解をしましょう。日本の税法上は、親子会社の定義については詳細に定められており、複雑な資本関係を持って構成される企業グループに対する課税を規定しております。親子関係というのは、資本構成について、直接または間接に過半数を超える支配、被支配関係がある企業グループをいいます。日本の法人税法上は、各制度ごとに資本関係を詳細に規定しており、いわゆる100%の支配・被支配の関係がある場合には、完全支配関係がある企業グループとして、当該企業グループ間の取引について規定を定めております。</p> <p>タイにおいては、法人の設立に関して外国人事業法と呼ばれる法律があり、基本的には日本企業がタイ国内で法人を設立する場合には、タイ側の資本51%、日本側の資本49%という制約を受けることから、一義的には日本の税法で規定するところの、直接または間接に過半数を超える支配関係にはないこととなります。</p> <p>ただし投資奨励委員会による投資奨励の承認を受け、100%独資で設立されたタイ法人については、完全支配関係がある外国子会社に該当することとなります。</p>
- 国際課税における企業グループ	<p>海外に関連会社をおく企業グループにおいては、さらに移転価格税制やタックスヘイブン税制の適用の有無の判定を行う際の支配・被支配関係についても、理解が必要となります。たとえば移転価格税制においては、その対象を「国外関連者との取引」と規定しており、資本関係においては、直接、間接に50%以上の支配関係がある企業グループを言います。なおこの国外関連者に該当するかどうかの判断においては、単なる資本関係のみならず、実質支配関係という観点からも企業グループの判定を行うこととなります。</p>
- 親子間取引の留意点	<p>親子間取引については、原則として「時価」で行うべきであるとされておりますが、具体的にその「時価」が何であるのかについては非常に抽象的なものとならざるを得ません。日本においては、判断の指針となる多くの判例や解釈がありますが、新興国においては、当局の判断に委ねられる部分が非常に多く、またその判断の指針等の開示はほとんどされていません。</p> <p>一口に親子間取引といっても、その中身は、資産の売買・賃貸借、人件費の負担(出向・転籍)、役務提供、資金供与(保証の提供を含む)、配当等、さまざまな取引が存在します。それぞれの場合における「時価」の考え方は一様ではなく、国が異なることによって、日本と進出先国との経済格差もあり「時価」の考え方を複雑にしております。このような現実を理解したうえで、親子間取引の価額の妥当性を考える必要があります。</p>
- 新興国への進出	<p>企業グループ間における税制を考える場合においては、上述の通り、それぞれの制度のなかで適用対象となる企業グループの定義を詳細に定めていることから、日本国外に進出する場合においては、まずそれぞれの国に設立される法人と日本法人がどのような支配・被支配関係になるのかを把握し、当該支配・被支配関係がある企業グループに対する課税制度を理解しなければなりません。多くの中堅企業の場合においては、100%の支配・被支配関係の外国子会社となることが予想されますが、タイを含む多くの新興国においては外国資本の参入に関して制限をしている国もあります。したがってそれぞれの国の税制と日本の税制との理解が必要不可欠となります。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。